

令和4年1月11日

入院する患者様のご家族へ

新潟県立坂町病院 病院長

面会禁止、荷物の受け渡しについて

国内の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、令和4年1月11日より特別な事情がある場合を除き、ご家族の病棟への立ち入りを禁止します。

病状説明、面会等で病棟への立ち入りを許可されている場合も、以下の項目を満たしている方のみナースステーション、病室への入室を許可させていただきます。

入院患者さんを感染症から守るため、ご理解のほどよろしくお願い致します。

【病棟での確認事項】

- 発熱、咳、だるさなどのかぜ症状がない、また眼の充血、下痢症状がない
- 2週間以内の県外への移動歴がない
- 2週間以内の海外への渡航歴がない
- 2週間以内に新型コロナウイルス感染者、また濃厚接触者との接触がない
- 同居人も上記3項目に該当しない
- 新型コロナワクチンの接種を完了している **※ワクチン接種証明書等の提示が必要です**
* ワクチン接種完了とは、ファイザーとモデルナ製は2回接種、ジョンソンアンドジョンソン製は1回接種し、2週間が経過した場合を指す

【主治医の許可があり、面会される場合の注意点】

- 原則、15歳以上(中学生以下は不可)、2親等以内の親族に限る。
- 1グループ3名までとする。
- 自宅で体温測定を行い、平熱であることを確認する。
- 来院時は不織布マスクを着用する。
- 来院の前後は、アルコールでの手指消毒またはせっけんと流水で手を洗う。病室に入る場合は、病室に入る前と後にアルコールでの手指消毒を行う。
- 面会中は常時マスクを着用し、室内での飲食は厳禁とする。
- 用事が済み次第、帰宅する。

※日用品の受け渡しは、平日の 10:00～15:00 の間に、週1回程度、お一人でご持参頂
くようお願い申し上げます。

病棟には直接上がれないため、1階の④番計算窓口にお声がけください。